

庁 議 等 付 議 事 案 調 書

開催日 令和 3 年 5 月 2 8 日

局部名 こども未来局こども未来部

- I 会 議 名 庁 議 政策会議
- II 付議事案名 児童相談所の2所化について
- III 付議目的 方針決定 協議 報告 その他 ()

1 決定事項（協議事項 報告事項）

- (1) 児童相談所について、2所体制とすることにより組織マネジメントの強化などが期待できることから、令和4年度に第2児童相談所（以下「第2児相」という。）を新設する。
- (2) 2所化にあたっては、まず第2児相を現施設内に設置し、その後、別施設での2所化（第2児相の移転による児童相談所の増設）を進める。

2 庁議（政策会議）に付議する理由・背景

- ・児童相談所での本市における児童虐待対応件数は、令和2年度は1,766件（速報値）と最多を更新した。案件の中には、対応困難な事例、子どもの心身への被害が大きいハイリスク事例も増えている状況にあることから、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の体制・専門性の更なる強化が急務である。
- ・児童相談所の体制強化に向け、平成28年の児童福祉法の一部改正や平成31年の児童福祉法施行令の一部改正により、児童福祉司等の配置基準（「人口4万人に1人」から「3万人に1人」等へ）の見直しが示された。
- ・国基準に基づき増員を行うと、令和4年度には正規職員数が100人を超えることとなり、意思決定、人材育成、労務管理など、組織のマネジメントに支障が生じるおそれがあるとともに、執務室等の狭隘化も課題となっている。

- ・このため、第2児相の設置（増設）が急務であるが、庁内調整、候補地の選定及び確保や地域との調整など、数年単位の期間を要することから、喫緊の課題である組織マネジメントの確保を先行して解決する必要がある。

3 方針決定（協議）後の課題・リスク

- ・第2児相の設置（増設）については、市議会各党派の関心が極めて高く、「分所・支所の設置」を強く求められていることから、発信の時期・内容に留意するとともに、まず始めに現施設内での2所化から着手する理由や移転に向けた見通しを丁寧に説明する必要がある。なお、第2児相の設置に当たっては、同一施設内であっても、児童相談所条例の改正が必要となる。
- ・虐待初期対応の迅速化、利用者の利便性向上、今後設置を検討している子ども家庭総合支援拠点やその他地域の関係機関との連携強化、良好な執務環境の確保等の観点からは、可能な限り早期に第2児相を別施設に移転する必要があるため、移転先の確保について速やかに検討する必要がある。

4 関係部局・副市長との調整状況

（1）関係部局との調整状況

令和2年10月、財政局（資産経営課）と調整済み

令和2年11月、財政局（資金課）と調整済み

令和3年3月、総務局（政策法務課）と調整済み

令和3年4月、総務局（人事課）と調整済み

（2）副市長への報告状況

令和3年5月19日 鈴木副市長に説明済

5月19日 川口副市長に説明済

5 市長マニフェスト等との関連

- | | | | |
|------------------------------------|---|---|---|
| ・市長マニフェストへの記載
(該当項目：ビジョン02 約束3) | 有 | ・ | 無 |
| ・第3次実施計画での位置づけ | 有 | ・ | 無 |

6 対外公表の時期・方法

(1) 記者発表

実施予定なし

(2) 会議資料及び議事録の公表

庁内会議の公表に関する要綱に基づき、会議終了後、1か月以内に千葉市ホームページへ掲載する

7 添付資料

資料1 : 児童相談所の2所体制化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4頁

●虐待通告・対応件数の増加、事案の複雑多様化

	H28	H29	H30	R1	R2	
児童虐待対応件数	1,135	1,103	1,513	1,654	1,766	⇒調査の結果、虐待として認定した件数
虐待通告件数（非該当含）	1,395	1,440	1,859	2,295	2,281	⇒非該当も含む、すべての通告件数

→ 最多件数更新

※R2データは速報値

●組織大規模化、大幅増員

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
児童福祉司数	24	25	29	44	48	56	60	63
児童心理司数	8	10	12	14	16	19	20	27
一時保護所職員（保育士、教員、栄養士）	14	15	18	21	27	27	27	27
保健師	1	1	1	1	1	2	2	2
言語聴覚士	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	3	8	10	4	7	9	15	14
全常勤職員数	55	59	71	85	100	114	125	134

※R4年度以降の職員配置数については見込みであり、総務局と引き続き調整

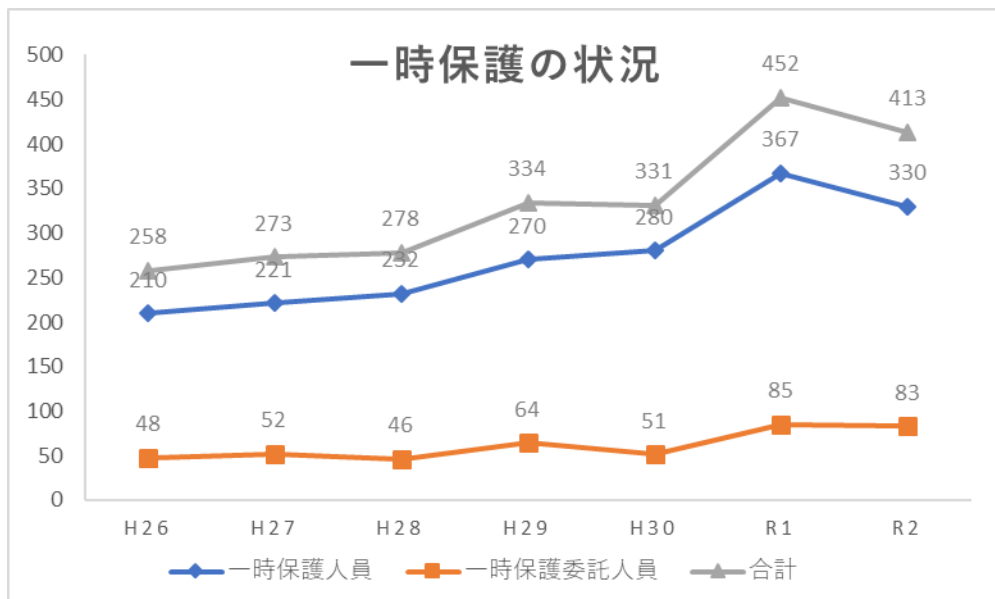
- 福祉司、心理司は改正児童福祉法による配置基準、及び経過措置に応じた配置を実施。
- 職員数は他自治体の行政実習生含む。●「その他」は管理職、庶務など行政職等を指す。

●執務室の狭隘化、相談室等諸室の不足傾向

執務室2室化（R2.4～（養護教育センター執務室移動・供与により）

相談室（養護教育センター共有）の使用効率化

●一時保護児童数の増加（慢性的な定員超過）、保護所の狭隘化



虐待通告の増に伴い、安全を確保した上での調査の必要がある事例、ハイリスクな事例の緊急保護が増加している。
一時保護委託先：乳児院、病院、里親、一時保護専用施設（H2.10～）等

※R3. 1～幼児棟新設により定員5名増

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
一日平均保護児童数	28.5	35.7	33.8	32.4	44.4	47.7
定員超過日数	52	312	103	88	208	331
一時保護所定員	31	37				42(R3.1～)

千葉県 の 動 向

- 児童相談所増設（6児相→8児相 R11期限）（基本計画明記（R2.6））
船橋・柏両市が設置意向を表明（R11期限）
- R2 中央児相移転。一時保護所定員数増（全県分）（115名→171名）
< 増設に係る所轄変更 >

R元.10月現在

児童相談所名	現 行	所轄人口	見直し後	所轄人口
中央児童相談所	習志野市、市原市、八千代市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	136万人	習志野市、市原市、八千代市	64万人
新児相①			成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	72万人
市川児童相談所	市川市、浦安市、船橋市※、鎌ヶ谷市	141万人	市川市、浦安市	67万人
新児相②			松戸市、鎌ヶ谷市	60万人
柏児童相談所	野田市、流山市、我孫子市、柏市※、松戸市	140万人	野田市、流山市、我孫子市	48万人
銚子児童相談所	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神埼町、多古町、東庄町	26万人	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神埼町、多古町、東庄町	26万人
東上総児童相談所	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町	42万人	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町	42万人
君津児童相談所	館山市、木更津市、鴨川市、君津市、袖ヶ浦市、南房総市、鋸南町	45万人	館山市、木更津市、鴨川市、君津市、袖ヶ浦市、南房総市、鋸南町	45万人

※柏市：43万人、船橋市：64万人、千葉市：98万人

①組織の大規模化に伴うマネジメントの限界

- * 対応の迅速性・的確性への影響（意思決定における「ボトルネック」）
- * 職員の健康管理や指導・育成への影響
- * 総務系業務（人事管理、物品管理、施設管理、経理、議会、マスコミ等）の増大による児相固有業務の圧迫

○ 所長の意思決定における「ボトルネック」

児相の援助方針は、福祉司・心理司（・保護所）の所見を総合し、原則的に全て会議決定。下位職層は各職種への支援や管理は可能だが、決定は児童相談所長権限に基づく。

→ 対応遅延により、子どもの安全確保上の支障が出る恐れ。

<所長の役割について>

◆ 児童相談所運営指針 所長の職務内容として、法的権限の行使等

◆ 所内管理・監督

所内事故防止（個人情報取り扱い、一時保護所内事故等） / 困難状況の指揮決定
（困難事例、保護所状況の随時の把握・対応決定、災害対応等） / 職員の労務管理

課題（2）

② 専門職人材の確保、所専門性の維持・向上

- 児童福祉司・心理司の確保の困難化
特別区、県での児相職員採用増
- 職員経験年数の短期化、経験値の低下の影響
平均年数 R2:3.38⇒R3:3.29 経験年数3年未満 R2:54%⇒R3:60%

③ 職員増・件数増に伴う物理的限界（狭隘）

- 執務環境の悪化による業務効率への影響、心身の健康等への影響
- 諸室の不足等による相談業務、会議運営等への影響、来所者への不利益

④ 管轄地域の広さ、管轄人口の多さ

- 緊急時の到着迅速性への支障
- 担当件数の増大、処理時間の長期化

組織体制強化の方針

- ・組織規模増大に伴う、専門性確保に直結する課題（前ページ課題①～②）（組織マネジメント、育成）を速やかに解決することが必要。
- ・課題全体（前ページ課題①～④）の解決には早期の2所体制化が望ましいが、第二児相の施設確保・対応（市民説明等含め）等には時間を要す。
- ・全国的な虐待対策強化機運の高まり、県の動向、市議会要請（令和2年第3回定例会代表質疑において、全会派から体制強化の要請）



配置基準の変更に伴う職員の大幅な増が見込まれることから、令和4年4月（常勤職員100人超を想定）を目途として、現施設にて2所体制化を図る。

<2所／2課（一類相当）の選択>

2所：それぞれが所管ごと、独立・完結した相談業務を担当、方針決定、権限行使。マネジメントする事例数が減り、ボトルネックのリスクの軽減が図れる。

2課：「所」は1つであって決定事例は分割されないため、マネジメント事例数は現状と変わらず、**決定のボトルネックのリスクは解消されない。**

※同施設内の2所間で業務や事例に係る会議の随時実施等により、きめ細やかな連携・業務分担の調整を行い、2所化のランディングの円滑実施を図ることが可能。

具体的な対応スキーム（案）

● 同施設内での2所化組織体制（課題①の解決に向け）

* 管轄3区ずつに分割（相談件数や地域特性、立地等の要因、バランスを考慮）

<第1児相：花・稲・美、第2児相：中・若・緑>

* 事例の援助方針決定（所長決定）の迅速・的確化

* 班規模を小規模化、職員の育成支援体制（OJT、SV）の強化。

* 一時保護班・里親支援班・総務班は第1児相、障害診断班は第2児相に設置。

（総務班は2所全体の統括、里親・障害・一保班は全市管轄）

* 第1児相は2所の統括的役割を担う（中央児童相談所機能）。

区別児童人口（R2.4.1現在）

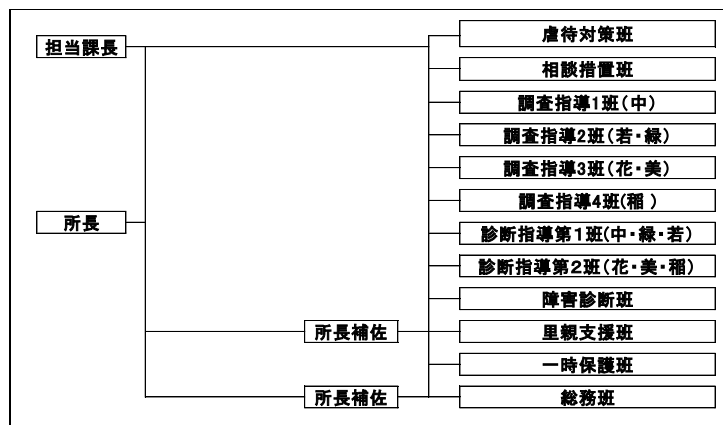
第一児相	花見川	24,038	70,523
	稲毛	23,545	
	美浜	22,940	
第二児相	中央	29,616	72,574
	若葉	20,132	
	緑	22,826	

令和2年度 虐待通告件数

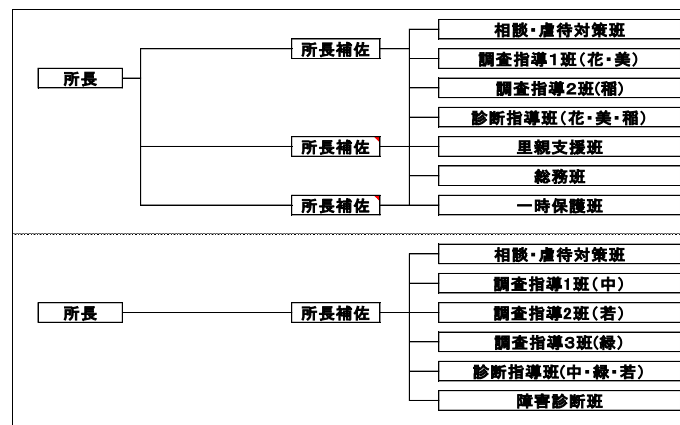
区	件数	計
花見川	255	768
稲毛	314	
美浜	199	
中央	372	991
若葉	365	
緑	254	
全区計		1759

区外事例（市内で事案発生も保護者等居住地が市外である等） 7件

令和3年4月（職員数100名）



令和4年4月体制（案）



※組織体制、職員数は総務局と引き続き調整

具体的な対応スキーム（案）

●別施設での2所化への対応（課題③・④の解決に向け）

施設狭隘化（執務室、相談室の確保）の解決、虐待初期対応の迅速化、利用者の利便性向上、区地域関係機関との連携強化等の観点から、**移転先施設の確保を早期に進める。**

●一時保護体制の強化について

高度のセキュリティ確保の必要性、職員の専門性の維持、人的・財政的コスト等の観点から、一時保護所は現施設内1か所での運営という形を維持しながら、国の方針に従い、以下の対応を進める。

- ① 一時保護所においては、子どもの年齢や個性等の状況に配慮し**居室の個室化等を推進**するとともに、適切な増員やスキルの蓄積を図る等により**職員の専門性**を強化する。
- ② それぞれの子どもの状態像にあった、できるだけ家庭的、開放的環境での一時保護が適切であることから、他都市事例も参考に、**一時保護委託先の拡充**を進める。
- ③ 一時保護児童数の増加や、一時保護委託先の広がり状況を踏まえながら、**一時保護所の拡充の必要性を精査**する。

●人材育成・確保への取組による専門性の向上（課題②の解決に向け）

<確保>・育成大学とのつながりの強化（見学研修、講義、実習受け入れ等）

・人事委員会との採用段階での協働（児相資料の効果的配布等）

<育成>・多様な研修実施（県との共同研修、義務研修、専門機関研修。所内研修の活性化）

・所業務活性化と職員同士の高めあい・支えあいを意図した「委員会制度」「グループリーダー制度」等の取り組みを積極的に活用。

・県児相との人事交流の実施検討。

・産業医面接等、メンタルヘルス対策体制の維持